

西崎つばさ レポート

2017 年 12 月 7 日 発行 編集部：〒152-0002 目黒区目黒本町 6-15-3
TEL 090-1796-5099 FAX 03-4330-1880 MAIL office@n283.com



これからの「民泊」の話をしよう

本格的な寒さが訪れましたが、お元気でお過ごしでしょうか。総選挙の影響で、前号から少し時間が経ってしまいましたが、今回は「民泊」について、目黒区の進むべき方向性を皆さまと考えたいと思います。

■ もうすぐ民泊が解禁へ

2017 年 3 月、厚労省は、民泊仲介サイトに掲載された大都市圏の物件のうち、旅館業法による許可を得ているのは 1.8% のみという衝撃的な数字を発表しました。

しかし、住宅宿泊事業法（民泊新法）が 2018 年 6 月 15 日に施行されることが決定し、それ以降は年間 180 日まで民泊を合法的に運営できるようになります。

政府の目標「訪日客 4000 万人」には、宿泊先の確保という課題がある一方で、民泊をめぐるっては、現在でもすでに騒音やゴミ出し、衛生や防災、治安などの懸念や、実際のトラブルが発生しています。住民の生活環境は、本当に守られるのでしょうか。

■ 条例による制限

民泊新法 18 条では、自治体が条例を定めて、民泊を実施できる区域や期間を制限することができるかとされています。現在、各地で検討されている様々な規制案から、主な内容をご紹介します。ただし、国のガイドラインの策定が遅れていることもあり、これらが必ずしも法の趣旨に沿うと判断されるかは、定かではありません。

<区域・期間の制限>

- ・住居専用地域では、平日の営業禁止（北海道、新宿区、世田谷区、文京区※、中野区※）※一部、規制の強弱があります。
- ・住居専用地域では、閑散期である 1 月と 2 月のみ営業を認める（京都市）
- ・住居専用地域、工業専用地域では一切不可（大田区）

- ・小中学校の周辺 100m 以内では、学校休業日以外は営業禁止（北海道）
- ・家主居住（ホームステイ）型は、期間および区域の制限の対象外とする（北海道、京都市）

<その他のルール>

- ・近隣への事前説明（京都市、大田区、新宿区）
- ・事業者の苦情への対応を記録させる（新宿区）
- ・民泊物件を公表（新宿区）

■ 目黒区は、どう向き合うべきか

住居系の地域が 8 割を占める目黒区において、民泊解禁は少なからぬ影響を及ぼすことが予想されます。対応は内部で検討中となっていますが、2018 年 3 月には届出等の受付が先行して開始されることになっており、時間的な余裕はありません。

個人的には、経済のために生活環境が犠牲になってはならないと思う一方、日本のおもてなし文化や日常生活体験の提供、国際交流のチャンスは確保すべきと考えています（詳しくは裏面に記載）。

なお、昨年度、民泊に対する目黒区への苦情は 96 件寄せられています。民泊開始等に向けた相談も 78 件となっています。生活環境に直結する問題ですから、区民の声を丁寧に聞いたうえでの政策判断が必要だと思いますが、私が 9 月議会で意識調査の実施を求めた際には、前向きな回答が頂けませんでした。

そこで、今後の判断材料として、独自の調査を実施しておりますので、結果はあらためてご報告します。並行して、裏面にもアンケート欄を設けましたので、皆さまのご意見を頂ければ幸いです。

皆さまのご意見をお寄せ下さい！ office@n283.com

西崎つばさ
プロフィール

34 歳、1 児の父。円融寺幼稚園、向原小、九中、都立青山高校、東京外語大英語科 卒業。目黒雅叙園に勤務後、手塚よしお秘書。その後、蓮舂秘書。2015 年 4 月、目黒区議選 初当選（2 位・最年少）。文教・子ども委員会所属。

